

○口頭による開示請求に係る開示事務取扱要領の制定について（例規通達）

平成 18 年 3 月 8 日

群本例規第 8 号（広）警察本部長

〔沿革〕

平成 19 年 10 月群本例規第 34 号（広）改正

群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 号）第 20 条の規定による口頭による開示請求に係る開示事務について、別添のとおり口頭による開示請求に係る開示事務取扱要領を制定し、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

口頭による開示請求に係る開示事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定による口頭による開示請求に係る開示事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

1 条例第 20 条第 1 項の規定により口頭による開示請求を行うことができる個人情報は、当面の間、各種試験結果に係るもので、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 開示に対する需要が高く、同種の開示請求が多く見込まれるもの
- (2) 開示について特に即時性が要求されるもの
- (3) 情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの
- (4) 実務上即時の開示に対応することが可能なもの

2 前記 1 の要件を満たす個人情報を保有する所属の長（以下「担当所属長」という。）は、口頭による開示を行う場合は、口頭開示実施登録簿（別記様式第 1 号）を作成して、警察本部長の決裁を受けるものとする。この場合において、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）の合議を受けるものとする。

3 担当所属長は、前記 2 の決裁手続終了後において、口頭開示実施登録簿を広報広聴課長に送付するものとする。

第 3 開示を実施する試験結果の内容

開示を実施する試験結果の内容は、次に掲げる基準により、担当所属長が定めるものとする。

- (1) 得点により合否が判定されるものについては、原則として得点を開示する。

- (2) 順位により合否が判定されるものについては、原則として順位（ランクを含む。）を開示する。
- (3) 得点及び順位により合否が判定されるものについては、原則として得点及び順位（ランクを含む。）を開示する。
- (4) 得点及び順位以外の要素により合否が判定されるものについては、それぞれの試験の性質、内容、開示した影響等、個別の事情に基づき、開示する内容を判断する。

第4 開示を開始する日

開示を開始する日は、原則として合否の発表の日とする。ただし、担当所属長は、特別の理由がある場合は、開示を開始する日を変更することができる。

第5 開示を実施する期間

開示を実施する期間は、原則として開示を開始する日から起算して1箇月間とする。ただし、担当所属長は、特別の理由がある場合は、開示を実施する期間を変更することができる。

第6 開示を実施する場所

開示を実施する場所は、原則として担当所属長が定めた場所とする。

第7 開示を実施する時間

開示を実施する時間は、群馬県の執務時間を定める規則（平成元年群馬県規則第88号）に規定する執務時間内とする。

第8 本人確認の方法等

- 1 口頭による開示請求は、本人に限って認めるものとする。
- 2 口頭による開示請求の際の本人であることの確認は、原則として受験票の提示により行う。ただし、これにより難しい場合は、本人の顔写真が添付された書類等本人であることを確認できる書類等の提示も認めるものとする。

第9 開示を実施する時期

開示の請求があった場合は、第8の2による方法により本人確認を行った後、直ちに開示するものとする。

第10 開示を実施する方法

- 1 開示は、原則として閲覧又は口頭により行うこととし、開示の対象となる文書等の写しの交付等を行わないものとする。
- 2 開示に際して、開示の対象となる文書等に本人以外の情報が記載されている場合は、原則として口頭により行うものとする。ただし、本人以外の情報が記載されている部分を容易に区別できる場合は、本人以外の情報の部分をマスキングするなどして閲覧させることができるものとする。
- 3 電話による口頭での開示請求は、原則として行わないものとする。

第11 実施状況の報告

担当所属長は、口頭による開示請求に係る開示を実施した場合は、開示の期間が終了した後、当該実施結果を口頭開示実施報告書（別記様式第2号）により広報広聴課長に報告するものとする。

第12 その他

その他必要な事項は、担当所属長及び広報広聴課長が協議して定める。

別記様式第1号 口頭開示実施登録簿

別記様式第2号 口頭開示実施報告書